

第3号議案

本機関への系統アクセス妥当性確認依頼（接続検討回答）に対する
回答について（回答予定日：平成28年6月8日）

（案）

送電系統への発電設備系統連系希望者から本機関に対して依頼があった系統アクセス妥当性確認1件に関し、業務規程第98条第1項の規定に基づき、一般送配電事業者の検討内容について、下記のとおり確認し、回答する。

受付番号	受付日	確認結果
AR15B0001	H27.5.29	<p>事業者の要請に基づき、以下の点について妥当性確認を行った。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 連系点・送電線ルート選定理由や、工事の必要性2. 検討対象年度、検討断面等の前提条件3. 運用の制約を許容した連系の考え方4. 設備規模5. 概算工事費、工事費負担金概算（工事費負担金の対象範囲） <ul style="list-style-type: none">・上記のうち、1～3については、妥当であることを確認した。・「設備規模」については、当該電源の契約受電電力を送電可能な必要最小限の規模と認められない箇所があり、契約申込の際の技術検討において、これを見直しの上、「概算工事費、工事費負担金」を一般送配電事業者が算定すべきである。・また、接続検討の回答時には、ネットワーク側の送配電等設備（基幹系統）の対策工事費について、承諾の限界に相当し、原因者による全額もしくは応分負担が必要との考え方が示されていたが、今般「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び発電事業者の費用負担等の在り方に関する指針」が公表され、本機関において一般負担の上限額が定められたことから、これに基づき工事費負担金を算定すべきである。

以上

添付：

- ・妥当性確認結果（AR15B0001）
- ・接続検討回答についての妥当性確認依頼申込書